

予算決算常任委員会

平成25年10月2日(水)

◎ 開議の宣告 (午前10時00分)

○委員長(大光 巖) ただいまから予算決算常任委員会の会議を開きます。

上村委員から欠席する旨の連絡がありました。また、犬塚委員から遅刻する旨の連絡がありましたので、出席委員数は14名であります。

それでは、認定第3号 平成24年度伊達市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第4号 平成24年度伊達市下水道特別会計歳入歳出決算、認定第5号 平成24年度伊達市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算、認定第6号 平成24年度伊達市介護保険特別会計歳入歳出決算、認定第7号 平成24年度伊達市霊園特別会計歳入歳出決算、認定第8号 平成24年度伊達市簡易水道特別会計歳入歳出決算、認定第9号 平成24年度伊達市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の以上7案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。提案理由の説明につきましては、9月25日の本会議において既に説明を受けておりますので、省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大光 巖) 異議ないものと認め、提案理由の説明につきましては省略することに決定をいたしました。

なお、審査の順番につきましては、お配りしたとおり、説明員の関係から認定第3号、認定第9号、認定第4号、認定第8号、認定第5号、認定第6号、認定第7号の順番で行います。

最初に、認定第3号 平成24年度伊達市国民健康保険特別会計歳入歳出決算全般の質疑を願います。質疑はございませんか。

○委員(辻浦義浩) 27ページになりますけれども、中段の下のほうに医療費分析対策事業ということで、平成23年度は26万円の予算で行ったと思うのですが、今年度はゼロということで、これについてはどのようになっているのでしょうか。

○保険医療課長(西藤 毅) お答えをいたします。

医療費分析対策事業につきましては、委託をしております国立社会保障・人口問題研究所との打ち合わせ旅費と、それから報告書の作成経費を計上してございました。打ち合わせ等につきましては、社人研のほうから別件も兼ねて伊達市のほうへ訪問された際に打ち合わせをしましたので、旅費については支出することがなく、報告書の作成につきましても事業費の支出がなくゼロ円となっています。この事業につきましては、平成22年度から実施してきておりまして、市の医療費の動向については毎年変化は少ない状況でございます。入院につきましては精神、神経系の占める割合が高く、外来については精神疾患の比率が少なくなり、かわりに循環器、内分泌、腎尿路系の比率が高いなどの報告がされている状況でございます。平成25年度につきましても予算計上は特に計上はしていませんが、社人研のほうには引き続き経年変化のわかる報告書を作成を依頼している次第

でございます。

以上です。

○委員（辻浦義浩） 昨年もらいましたけれども、ぜひまた報告書的に出していただくと非常に勉強になりますし、また内容もよくわかりますので、今後ともぜひお願いをしたいと思います。

○委員（小久保重孝） 私も26、27の医療費適正化特別対策事業費です。これも毎度やらせていただいておりますが、まずそのことの前にたしか23年度と比べて24年度は被保険者数が169人ですかね、平均ということですが、減少傾向と。横ばいと言ってもいいのですが、ただ結果的にはやはり医療費というか、給付費は高額療養費も含めて増加傾向ということで、全般的に被保険者数が減っているという状況の中でもやっぱりふえていくという中の分析という点でどう捉えているのかお知らせをいただきたいと思います。

○保険医療課長（西藤 毅） お答えをいたします。

被保険者数につきましては、平均でいきますと百何名なのですけれども、年度末でいきますと226名が減少してございます。これにつきましては社会保険の離脱、それから社会保険の加入によりまして230名程度が増加になっているということですが、大きいのは後期高齢者の75歳到達の方々が441名ぐらいいらっしゃるものですから、総体的に被保険者数が減ってきているという状況でございます。被保険者の状況についてはこういう状況なのでございますが、医療費につきましては後期高齢者医療に移動される方が高年齢ということもありまして、若干医療費が減るのかなというふうに私も考えてございましたが、ちょっと内容を見ますとやっぱり入院されている方、年齢を問わず入院されている方が多く、1件件数の医療費が高いという状況が大きく、それに伴いまして高額医療費も増加するというので医療費が増加しているのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（小久保重孝） 今ご説明いただいたとおりなのだなと思っております。それで、今ご答弁の中にありました入院の関係の質といいますか、中身の問題ということも言及されています。いろんな要因があると思うのですが、医療が高度化する中でやっぱりその負担といいますか、が高くなっているのかなというふうにちょっと想像はするのですが、その辺についてもう少し詳しく、もしおわかりになるところで結構ですから、お知らせをいただきたいと思います。

○保険医療課長（西藤 毅） 内容等につきましては、どういう内容で入院されているかどうかはちょっと分析はしておりませんが、やはり入院医療費、高度化になって治る率も高くなっているのかなと。そういうことによって、入院してすぐ退院するのではなく入院も長期化に入って、日数的にも1件件数の単価も高いわけですが、入院の日数も長くなっておりますことが原因かなというふうに考えています。

以上です。

○委員（小久保重孝） わかりました。それで、27の医療費適正化特別対策事業費ですが、たしか昨年の決算では効果として322万ぐらいではないかと、たしかそんなご答弁をいただいていたのですが、今回はどんな数字として出てきていますか。

○保険医療課長（西藤 毅） 医療費適正化対策事業につきましては、効果が上がるものとしましてはレセプト点検の委託、これにつきましては昨年度よりふえまして効果額が再審査の減点をされた件数でいきますと731万4,000円程度、それからジェネリック医薬品、後発医薬品の関係でございますが、これにつきましては昨年度より下回ってございます。年間でいきますと約198万3,000円程度の効果があったというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（小泉勇一） 1点だけお尋ねをしたいと思います。

一般被保険者返納金というのがありまして、この21ページです。調定額が975万7,000円ですか、それで収入額がわずか160万9,000円、収入未済が808万7,000円、いかにも少ないのですけれども、どのような理由によるものなのかお尋ねをしたいと思います。

○保険医療課長（西藤 毅） 一般の被保険者の返納金でございますが、これにつきましては808万7,739円の未収がございます。これは、平成18年に当時千歳市にありました旧支笏湖病院、この病院の不正請求による返還金が生じまして、支笏湖病院の法定代理人宛てに請求をした返還金と加算金の合わせた金額でございます。しかし、この支笏湖病院につきましては平成20年3月に代理人から支笏湖病院は医療法人としての実績が全くなっておまして、破産申し立てをするにしても解散するにしても理事会等が機能していない状況であるため、監督官庁の指導による解散しなく、代理人としての任務を終了する旨の文書が届きました。この件に関しまして、市も債権があったわけですが、北海道にも同様の債権がございまして、処分方法等につきましては道においても確認をしましたところ、不当利得返還請求の民法703条に基づき、消滅時効である10年を経過後、不納欠損として処理するしかないという北海道の回答を受けまして、市としても同様の方法をとることとしております。よって、これにつきましては平成28年6月が10年を迎えるわけでございますが、そのときに不納欠損で落とすという形になると思っております。

以上です。

○委員（小泉勇一） そうすると、この金額は不納欠損になるという理解だと思いますけれども、理解をしなければならぬものだと思いますけれども、市の規定といいますか、普通は5年間収入のめどが立たなかったら不納欠損で処理できるのだと思いますけれども、そのあたりの兼ね合いはどうなりますか。

○保険医療課長（西藤 毅） 今その5年間というのは、ちょっと勉強不足でわからなかったわけですが、北海道がそのような対応をするということの回答を得ましたので、そういう手続をとった次第でございます。

以上です。

○委員（小泉勇一） 市としては、5年で不納欠損になっても10年で不納欠損になっても同じことだと思いますけれども、どうせもらえる見込みのないものは処理するものは早く処理したほうがいいのではないかとこのように思われますし、私の考えではそういう性格のものであれば5年たったら不納欠損に処理できるのかなとも思われるのですけれども、できるのであればどうせもらえないのですから、早く不納欠損処理したほうがいいのではないかとこのように思いますが、いかがですか。

○市民部長（齊藤嘉朗） 通常時効の起算日というのがありまして、それから5年という考え方で、今回についても時効の起算日があると思ひまして、そこから5年たったら処分すると、そういう形になると思ひます。

○委員（小泉勇一） そうすると、さっき課長は北海道の指導で10年で処理したいというお話でした。今部長は5年で処理できるというお話なのですけれども、そのあたりはどっちでもいいのですけれども、内部でよく協議をして、できるのだったらもらえる可能性のないものは不納欠損の処理をしたほうがいいのではないかなというふうに思ひますので、意見として申し上げて、終わります。

○委員（吉野英雄） きょうは発言をしないでおこうかなと思ひたのですが、実は歳入歳出の全体のバランスの問題でお聞かせを願ひたいと思ひます。24年度に繰り上げ充用をやりまして、しかしながら年度途中で繰入金で一般会計から4億6,000万ほど入れまして、赤字解消等を含めて収支のバランスを図ったわけですけれども、一方で国保の加入者、それから医療の実態、こういったものを見ますと全体として上がり下がりはあるわけですけれども、全体として構造的なものは余り変わっていないのかなというふうに思ひております。それで、これは24年度の決算ですからあれですけれども、全体的な構造の問題、それから今後の伊達市の人口動態など、それから高齢化率の進捗などを見ますと全体的に構造問題に行き当たるのかなというふうに思ひております。これは、全国の市町村とも同じ状況ではないのかなと思ひております。それで、平成24年も均等割、平等割を引き上げまして一定程度応能、応益の割合をバランスさせたわけですけれども、今後また赤字ということになった場合に、どのようなふうに対応して収支バランスを図っていくのかなということが非常に気がかりでございまして、この辺についてのお考えをまずお聞かせを願ひたいと思ひます。

○保険医療課長（西藤 毅） お答えをいたします。

平成24年度、1世帯当たり9.66%の税率改正をしまして、自主財源である保険税の収入増を図ったわけですが、委員おっしゃる応益、応能割合につきましては賦課時はほぼ50%、50%という賦課額になってございます。ですので、適正な賦課とは思ひますが、人によっては負担増になっている方も中にはいらっしゃると思ひます。委員おっしゃる最終的な収支不足等が出た場合等につきましては、歳出面でいきますと医療費は年々増加をしているというふうに考えてございます。しかし、被保険者につきましては高齢化率も高いということで後期高齢者に移動する方が多く、国保に加入する方は少なくなってくる状況でございまして、必然的に自主財源である保険税が少なくなるという状況になるのかなというふうに考えてございます。昨年9月の累積赤字、4億6,600万程度の累積赤字分を入れていただきましたときに単年度収支についても歳入不足が出れば一般会計のほうから繰り入れて対応するというふうに考えてございましたので、今後歳入不足が発生した場合については一般会計からの繰り入れで対応せざるを得ないというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（吉野英雄） 市の財政全体が大丈夫なうちは、それで市長も決断されるのかなというふうに思ひますが、将来のことを考えるとなかなかそうも言ひられない時期も来るのかなというふうに思ひています。それで、歳出のほうを見ますと保険給付費やその他の歳出のほうはほぼ保険料で賄える状況になっているのですけれども、何といたしましても後期高齢者の支援金、こういったも

のが大きく国保財政を圧迫している。老人保健会計から移ったわけですが、実際伊達市の後期高齢者の方がどんどん高齢になって移行していくということに応じて支援金もふえていくわけで、この辺の後期高齢者医療制度と国保とどうバランスさせていくのかということについては、国のほうも頭を痛めているようですが、これらも見通した上で国保財政の運営をやっているか、あるいはいけないのかなというふうに思っておりますが、この辺の……これは担当課に聞くというよりも市長にお聞きしたほうがいいのでしょうかね。何でも市長に振って悪いのですけれども、やはり国の方針や、それから後期高齢者医療、それから国保の関係をどうしていくのかということについては市長はどのような見通し、あるいは見解を持っていらっしゃるのでしょうか。

○市長（菊谷秀吉） 全く見通しは立たないというのが本音だと思います。人口推計なんかを見ていますと、高齢化率がふえるということはもちろんであります、さらに深刻なのはいわゆる75歳以上の後期高齢者の数がさらに圧倒的にふえてくるという状況になります。これは、病気というのは残念ながら年齢の増加とともに病気が発生する確率が高くなってきますし、また介護を必要とする割合あるいは認知症を患う割合というのは、これは加齢とともに起きるということは間違いございません。そこで、今の制度をそのまま維持するということが不可能に近いと思います。国が例えば各保険者からいろんな制度を変えてやっておりますけれども、これは小手先の対応であって抜本的な対応ではないということがあります。それからまた、例えば高額医療制度におきましても所得が多いにもかかわらず、負担は一定で終わってしまうという問題もございます。そういたしますと、本当に必要な人を面倒見れることすらも困難になってまいります。財政が当然破綻に近い状態になりますと何らかの対応策ということで、いずれどの政党といえども切らざるを得ないということにははっきりしているわけでありまして。それを延命して延命してそれぞれの政党がその場限りの言葉で濁すというわけにはもういかない時代になってまいりました。したがって、やり得るということはそんなに数は多くございません。その中に、やはり高額医療制度とか、あるいは終末医療の問題とか、そういう問題にも手をつけざるを得ないのではないのかなという気がしますのと、やはり予防についてももう少しこれは自治体の責任という立場も含めて、医療とか介護とか予防に対してもっと真剣に、また体系的に取り組む必要があるのかなという気がしております。高齢化社会になってきて、今よりさらに深刻な状況になるということはもう事実でございますから、それに対して今の対応だけでは不可能であるということだけは間違いのないと思っております。

○委員（吉野英雄） 市長の認識についてはわかりました。それで、実は私もことしの6月から国保の加入者になりまして、退職してから2年のあれが切れまして納付書が送られてまいりましたけれども、びっくりしました。びっくりしましたというか、10期で納めるからそうなのかもしれませんが、国保加入者、これは議員の方も多分大方の方がそうだと思いますが、やはり重い負担だなというふうに感じながら、でもやっぱりこれは納付しなければいけないということで納付しておりますが、もっと所得の低い方はもっと重税感があるのではないのかなと思っております、実は小手先のことではいけないといっても国保の赤字を解消するためには、また保険税に手をつけなければいけない時期もまた来るのかなと思っておりますが、国のほうで言っている50対50のあれについては一応そういう方針でやってきましたけれども、一定のこれは段階に達したなと思ひまして、そうします

とこれ以上市民の方に負担をかけるということが、いわゆる保険税として負担をかけるということがどうなのかというあたりについては、これは私が議員になったときから応能、応益の割合については担当されている形とか、それから当時の市長さんともいろいろ議論をしているところですけども、この辺については市長はどのような市長といたしますか、担当課としてはどのような認識を持っていらっしゃるでしょうか。賦課割合。

○保険医療課長（西藤 毅） 国のほうでは、今法律で定められております低所得者に対する軽減割合の7割、5割、2割の軽減につきましては、以前は50対50、45対60、均等と平等は少なく所得割が65まで、それから均等割と、それから平等割の応能割合のほうは45%以上というパーセンテージを賦課現在クリアしていなければ7割、5割、2割という軽減ができなくて4割、6割の2つの軽減割合ということで定められたわけですが、平成23年だったと思いますが、それが撤廃をされて応能、応能割合についてはどういう形、50%、50%は負担割合としては平等だということではございますが、それをそういうふうに50%、50%でなくても7割、5割、2割という軽減をすることができるというふうに改正になりまして、国としても応能、応能割合については各保険者の加入者数の動向によって税率を定めて適正な賦課をしてほしいという考えになってきていますので、今後はそのような対応をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○委員（吉野英雄） 今回の決算に関しましては、市長も一般会計から繰り入れて繰り上げ充用を解消したり、いろいろな策を講じておりますので、保険税値上げのときには私も反対をいたしましたけれども、全体として決算そのものについては反対はしないつもりです。今後例えば国がこれまで進めてきた応能、応益、50対50をさらにまた保険税としてどうにかしなければいけないという場合にはまた対応を考えていきたいと思いますが、今回の決算についてはそのまま私としては認定をしたいと思います。

以上です。

○委員長（大光 巖） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

認定第3号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。認定第3号 平成24年度伊達市国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定すべきものと決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） 異議ないものと認め、認定第3号については原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

○事務局長（村田 修） 説明員の交代をお願いいたします。

○委員長（大光 巖） 次に、認定第9号 平成24年度伊達市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算全般の質疑を願います。

○委員（小久保重孝） 1点だけ、後期高齢者のほうもいわゆる医療費適正化のたしか動きがあったと思いますが、これについての内容についてお聞きになっていることがあればお知らせをいただきたいと思います。

○保険医療課長（西藤 毅） お答えをいたします。

後期高齢者医療制度も国民健康保険と同様に医療費通知の実施、それから今年度からジェネリック医薬品の差額通知を実施しております。

以上です。

○委員（小久保重孝） その効果の数字までは押さえていますか、どうですか。

○保険医療課長（西藤 毅） まだ広域連合のほうからも来ておりませんし、うちのほうでちょっと把握するというのは難しい状況にありますので、お答えできません。

以上です。

○委員（小久保重孝） わかりました。ただ、後期高齢者のほうは予算書を見ても本当に何もわからないものですから、昨年もたしか資料をもう少し工夫してほしいという話もさせていただいております。国保新聞のお話もさせていただいておりますけれども、新聞ということではなくて市としてつかんでいる内容についてトピックスを配付するなど何かちょっと工夫していただけたらなと思っておりまして、そちらのほうのウエートがちょっと大きくなっていくということの中で、もう少しこの中身について知るようなことを心がけていただけたらと思っています。答弁は結構ですが、よろしくをお願いします。

○委員長（大光 巖） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

認定第9号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。認定第9号 平成24年度伊達市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定すべきものと決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） 異議ないものと認め、認定第9号については原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

○事務局長（村田 修） 説明員の交代をお願いいたします。

○委員長（大光 巖） 次に、認定第4号 平成24年度伊達市下水道特別会計歳入歳出決算全般の質疑を願います。質疑はございませんか。

○委員（小久保重孝） 1点だけ、説明資料の92、93ページの地方債の状況の調べがいつも配付されておまして、随分前にも1度お伺いをしたのですが、いわゆる利率別の内訳の部分の1.5%以下から5%までの部分で、たしか以前高いものから先に返せばいいのだけれども、実際はそうはならないということで、お金のあるときにどのような返し方をするのかということがありました。今回の数字を見てみると、3%以下の部分が非常に多額に返せたということ、返せたというか、こ

これは組みかえたのかなと思うのですが、この辺のいわゆる償還の部分の仕組みと今回の決定の状況をもう少し説明をしていただきたいと思いますと思っておりますが、いかがでしょうか。

○水道部長（佐々木雅宣） 起債の関係の償還ということで、3%以下が今回減ったということですけれども、一応起債の償還に関しては平成19年度から21年度にかけて公的資金補助金免除繰上償還ということで、それに対応して3年間で6%以上の償還をしたということです。たまたまということではないかと思えますけれども、今回平成24年度の起債償還の中ではそういう形の中で減っていったというふうに考えております。

以上です。

○委員（小久保重孝） 今たまたまということでございましたけれども、ではここには上限額ということでは特にそのバランスの中で何か理由があるのかどうかなのですけれども、この辺がちょっとわからないものですから、もしその辺の仕組みがわかればと思ったのですが、いかがでしょうか。

○水道部長（佐々木雅宣） 今回ちょっと内容的には、先ほどたまたまと言いましたけれども、繰上償還を19年度から21年度やっておりますけれども、その部分が低率のほうに移ったということの中で、そういう関係も理由としてあるのかなというふうに考えております。

○委員長（大光 巖） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

認定第4号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。認定第4号 平成24年度伊達市下水道特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定すべきものと決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） 異議ないものと認め、認定第4号については原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第8号 平成24年度伊達市簡易水道特別会計歳入歳出決算全般の質疑を願います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

認定第8号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。認定第8号 平成24年度伊達市簡易水道特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定すべきものと決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） 異議ないものと認め、認定第8号については原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

○事務局長（村田 修） 説明員の交代をお願いいたします。

○委員長（大光 巖） 次に、認定第5号 平成24年度伊達市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算全般の質疑を願います。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

認定第5号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。認定第5号 平成24年度伊達市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定すべきものと決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） 異議ないものと認め、認定第5号については原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第6号 平成24年度伊達市介護保険特別会計歳入歳出決算全般の質疑を願います。質疑はございますか。

○委員（小久保重孝） 介護の26、27の介護予防事業費の関係でもう少し説明をいただきたいと思うのですが、介護予防すこやか高齢者対策事業の内訳というか、中身についてももう少しご説明いただきたいと思います。

○高齢福祉課長（山根一志） お答えいたします。

まず、細目のすこやか高齢者対策事業ということでございますが、こちらにつきましては2次予防の対象者の事業になっておりまして、事業といたしましては食の自立支援、お弁当の配食サービス、そのようなものですとか、あと通所型、訪問型の介護予防事業、こういうもの、それから2次予防者の把握のためのチェックリストの配付、回収事業等を行っております。

それから、一般のほうもございましたね。一般のほうは、こちらは言ってしまいましたら全ての健康な元気な高齢者の方を対象にしている事業でございますが、こちらにつきましても介護予防講座でありますとか、あとアクティビティー、音楽活動事業、それから介護予防活動支援講座、それから介護予防地域住民等支援グループ活動事業、いわゆるサロン、こちらの経営のほうに委託をしているような状況でございます。

以上です。

○委員（小久保重孝） 中身についてはご説明をいただいたとおりです。それで、予算のときにも通所型の関係のちょっとご質問をさせていただいたことがございました。利用を高めていくということの取り組みのちょっと意見なども申し上げているのですが、この年の状況などは数字としてはどのようになっているのでしょうか。

○高齢福祉課長（山根一志） たしか以前にもご質問をいただいたと思います。通所型につきましては、非常に利用は低調となっております。昨年度でありますと……済みません、ちょっと待ってください。24年度は4人ですか、になっておりまして、それから訪問型につきましても……ちょっとお待ちください。訪問型につきましても、こちらのほうは全体で利用者はなかったというような状態となっております。以上です。

それで、理由ですよ。こちらについては、私どももちょっといろいろ考えてはみたのですが、もしかしたらPRが足りないのかなという気もいたしますが、どうもやはりこういうものを利用される方がどんどん要介護のほうに認定なり支援のほうになってきて、若干そういう意味ではニーズと合っていないのかなという気もいたします。この辺は、次期計画に向けて思い切ってニーズに合っていないものは見直すとか、そういうことは考えていかなければいけないだろうというふうを考えております。

○委員長（大光 巖） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） ほかにないものと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

認定第6号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。認定第6号 平成24年度伊達市介護保険特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定すべきものと決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） 異議ないものと認め、認定第6号については原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

最後に、認定第7号 平成24年度伊達市霊園特別会計歳入歳出決算全般の質疑を願います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

認定第7号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。認定第7号 平成24年度伊達市霊園特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定すべきものと決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） 異議ないものと認め、認定第7号については原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上で付託されました議案の審査は終わりました。

お諮りいたします。審査結果報告書の案文につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大光 巖） 異議ないものと認め、そのように決定をいたしました。

付託されました8案件の審査は終わりましたので、予算決算常任委員会を閉会いたします。

まことにご苦労さまでございました。ありがとうございました。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午前10時45分）